

平成30年11月9日開催

文教経済常任委員会資料【所管事務調査】

上越市いじめ防止基本方針の改定について	・・・・・・・・	1
上越市いじめ防止基本方針改定の法的根拠と位置付け	・・・・・・・・	2
上越市いじめ防止基本方針（案）	・・・・・・・・	別冊資料1
上越市いじめ防止基本方針（案）新旧対照表	・・・・・・・・	別冊資料2

所管委員会	文教経済常任委員会
提出課	学校教育課

上越市いじめ防止基本方針の改定について

1 改定の背景

- ・国は施行後3年をめぐりに現状や課題を整理し、平成29年3月に基本方針を改定。県は「国の基本方針」等を参酌し、平成30年2月に基本方針を改定した。
- ・上越市も施行後3年を経過し、国や県の基本方針を参酌するとともに、成果と課題に応じた基本方針に改定する必要がある。

2 成果

- ・上越市いじめ防止基本方針により、学校、保護者、地域住民、市教委、教育関係機関等が協働し、いじめ防止等に対して計画的、組織的に対応できるようになってきた。
- ・いじめを見逃さない意識が高まるとともに、教師の見取り、学校の組織的な取組が機能し、いじめの認知件数が増加している。（上越市の児童生徒のいじめ認知件数は、平成25年は148件、平成29年は332件で2倍以上増加した。）

3 課題

- ・いじめの早期発見ができず、いじめへの対応が遅れた事例がある。
- ・いじめ対応において、担任が一人で対応したために、組織対応が遅れた事例がある。
- ・1学期中、学校いじめ防止基本方針をWEBで公開していた学校は、72校中32校であった。
- ・今後、新採用教諭が増加し、学級経営、いじめ対応に対するスキル等を育成する必要がある。
- ・いじめの認知件数の増加は、いじめの発件数増加と捉えることもできる。さらに、いじめの未然防止、早期発見、早期解決への対応を強化する必要がある。

4 主な改定のポイント

- 匿名によるアンケート、自宅でのアンケート記入、担任以外による相談窓口等による早期発見・早期解決の工夫
- いじめ防止等のための資質・能力を教員に育成するための校内研修の年複数回の実施
- 「インターネット上でのいじめ」に関する項目を、アンケートや教育相談の内容に追加
- 「学校いじめ防止基本方針」へ、年間を通じた具体的ないじめの組織対応内容を明記
- 学校評価、教員評価の評価項目に、いじめ防止等に関する内容を設定
- 「学校いじめ対策組織」の構成員や活動内容を、児童生徒、保護者、地域住民へ確実に周知
- 「いじめが解消している」状態の定義と、いじめが解消している状態になるまでのいじめを受けた児童生徒の徹底的な保護

5 今後の予定

- ・平成30年11月15日～12月14日 パブリックコメント
- ・平成31年3月下旬 公表

上越市いじめ防止基本方針改定の法的根拠と位置付け

上越市いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第12条に基づき、国の基本方針を参酌し、地域の実情に応じ、上越市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効率的に推進するためのものです。また、市の基本方針は、国の基本方針と学校いじめ防止基本方針の結節点となるものであり、各学校のいじめ防止等の取組の基盤となるものです。

